

特定非営利活動法人 ミライの時計 定款

第1章 総 則

【 名 称 】

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ミライの時計（以下「この法人」という。）と称する。

【 事務所 】

第2条 この法人の主たる事務所は、東京都練馬区に置く。

【 目 的 】

第3条 この法人は、広く一般市民、特に子どもを対象として、文化・芸術、スポーツ、国際交流などに関する事業を行い、平等であるべき子どもたちにいろいろな体験、経験の場を提供することにより、社会教育の推進、国際協力、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

【 種 類 】

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)国際協力の活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

【 事 業 】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)子どもたちの情操教育のための場と機会を提供する事業
- (2)ペットの保護活動を通して、子どもたちの心を育む事業
- (3)国際交流事業
- (4)練馬の農を通して、食育・農福連携活動事業
- (5)小児がんの子どもたちへの支援する事業
- (6)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

【 種 別 】

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

【 入 会 】

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

【入会金及び会費】

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【会員の資格の喪失】

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき。

【 退 会 】

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届出を理事長に提出して、任意に退会することができる。

【 除 名 】

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

【種別及び定数】

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長とする。
- 3 会の運営上の助言や相談する「顧問」（議決権はない）を若干名置くことができる。

【役員を選任】

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

【役員の職務】

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

【役員任期】

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場

合には、当該総会が終結するまでに任期とする。又任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠の為、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【役員の欠員補充】

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

【役員の解任】

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障の為、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

【役員の報酬】

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

【種 別】

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

【総会の構成】

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

【総会の権能】

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、
- (7) 役員の職務
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

【総会の開催】

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面より召集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

【総会の招集】

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

【総会の議長】

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

【総会の定足数】

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

【総会の議決】

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員

が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議あったものとみなす。

【総会での表決権等】

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又はほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

【総会の議事録】

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的な方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的な記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

【理事会の構成】

第 29 条 理事会は理事をもって構成する。

【理事会の権能】

第 30 条 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【理事会の開催】

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき召集の請求があったとき

【理事会の招集】

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

【理事会の議長】

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

【理事会の客足数】

第34条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

【理事会の議決】

第35条 理事会における議決事項は、第32条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【理事会での表決権等】

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

【理事会の議事録】

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

【資産の構成】

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

【資産の区分】

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

【資産の管理】

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

【会計の原則】

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

【会計の区分】

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

【事業年度】

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

【事業計画及び予算】

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

【暫定予算】

第 45 条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

【予算の追加及び更生】

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生することができる。

【事業報告及び決算】

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上の余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届出なければならない。

【 解 散 】

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

【残余財産の帰属】

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

【合 併】

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

【公告の方法】

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事 務 局

【事務局の設置】

第 54 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

【職員の任免】

第 55 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

【組織及び運営】

第 56 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

【 細 則 】

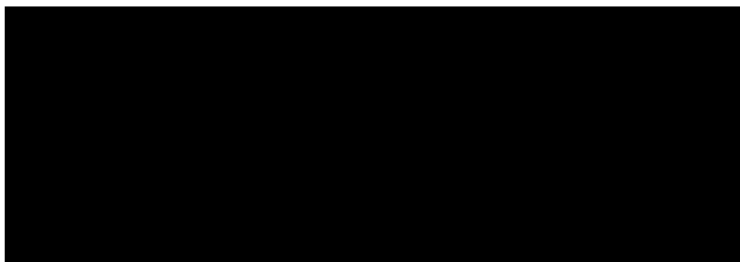
第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

【 附 則 】

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山本 佳子
副理事長	早坂 公志
副理事長	山本 勝一
理 事	畑河内 祐而
監 事	長谷川 泰子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 9 年 11 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第 42 条の規定に係わらず、設立総会の日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は第 43 条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定に係わらず、次の掲げる額とする。

(1) 正 会 員（個人・団体）	年額 5,000 円
(2) 賛助会員（個人・団体）	年額 10,000 円



役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 ミライの時計

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）



以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）



各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名		
1	○ <u>理事</u> 監事	ヤマモト ケイコ	有・○ <u>無</u>	理事長
		山本 佳子		
2	○ <u>理事</u> 監事	ハヤカハ コウジ	有・○ <u>無</u>	副理事長
		早坂 公志		
3	○ <u>理事</u> 監事	ヤマモト ショウイチ	有・○ <u>無</u>	副理事長
		山本 勝一		
4	○ <u>理事</u> 監事	ハタゴウチ ユウジ	有・○ <u>無</u>	理 事
		畑河内 祐而		
5	理事 ○ <u>監事</u>	ハセガワ ヤスコ	有・○ <u>無</u>	監 事
		長谷川 泰子		
6	理事・監事		有・無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

事業計画書

[illegible]

国際交流事業	諸外国と交流を深め、日本の文化の再認識の場を提供	令和8年 11月29日 (日) 10:30～	ねりま コー ネル	共済事業 の為、10 人	子ども、 地域住民 外国人	1000人	
	練馬区産業振興公社主催の国際交流と練馬産業企業との連携で「国際ココフェス～インドネシアとの文化交流～」を開催。観光事業ではあるが、ミライの時計は子どもたちに諸外国の文化と日本文化や食文化を体験できる「参考」として実行委員会の一員として共催参加。 この企画を通じて、小学生の親子を対象とした事業を行う予定。						
練馬の農を通 して、食育・動 農福連携活動 事業	練馬区内の農家と連携し、野菜の収穫手伝い等を通じて食の大切さと「健全な食生活」を体験してもらう	令和8年 12月13日 (日) 10:00～	練馬区役 所地下多 目的会議 室	スタッフ 20名	小学生と その保護 者	小学生 50名 保護者 50名	読み聞か せ、朗読 会同時
	「読み聞かせ、朗読会」を通して、練馬区内の野菜を使った「弁当」を無料で提供する。						
小児がんの子 どもたちへの 支援	小児がん「レモネード」販売し、患者への支援	令和8年 10月18日 (日) 10:00～ 15:00	練馬駅北 口南町小 学校校庭	5人	練馬まつ り参加者	8万人 うち200 名	90千円
	毎年10月第三日曜日に練馬駅北口で30万人規模の「練馬まつり」を開催、ブースを出展し「レモネード」を販売。その利益を小児がんの研究支援、小児・AYA世代のがん患者支援をしている「レモネードスタンド・ジャパン」に寄付をする。						

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

令和 9 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 ミライの時計

1 事業実施の方針

- (1) 子どもたちの情操教育のための場と機会を提供 「真夏の夜空と宇宙の魅力」
- (2) ペットの保護活動を通して、子どもたちの心を育む 「パンフレットによる広報活動」
- (3) 国際交流事業 「ラグビーワールドカップ開催に合わせオーストラリア学生との交流」
- (4) 練馬の農を通して、食育・農福連携活動事業 「相撲部屋力士による親子でちゃんこ」
- (5) 小児がんの子どもたちへの支援する事業 「練馬まつりに出展」し、その売り上げを「レモネードスタンド・ジャパン」に寄付をする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【535】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子どもたちの情操教育のための場と機会を提供	真夏の夜空と宇宙の魅力	令和10年 8月6日 (日) 14:00~	練馬区役所地下 多目的会議室	スタッフ 20名	小学生とその保護者	小学生 50名 保護者 50名	225千円
2028年8月頃に、宇宙航空研究開発機構(JAXA)の火星衛星サンプルリターン・ミッション(MMK)が、火星圏を離れる予定。2010年にはやぶさは「世界初の小惑星(イトカワ)のサンプルリターン」を成功させた。その動画を観賞し、今回の火星衛星のサンプルリターンに関心を持ってもらう。 そして「真夏の夜空」は夏の三大星と言われる「こと座」:ベガ(織姫星)・「わし座」:アルタイル(彦星)・「はくちょう座」:デネブが1等星としてよく見えます。そのほかに南の低い空の「さそり座」:アンタエレス(1等星)と「いて座」を解説付きでプラネタリウム観賞する。							
ペットの保護活動を通して、子どもたちの心を育む	一緒に暮らせなくなった犬・猫をお預かりし里親探し、子どもたちへの触れ合いの場を提供	保護期間が短い ため適時案内	区内のペットショップ	5人	小学生以上の家庭	若干名	10千円
年間犬猫併せて44,000頭が自治体に引き取られ、一割近くが殺処分されており、引き取りの主な理由が引っ越し先のペット不可、飼い主の高齢化、経済的な理由等さまざま。ペットの世話やスキップを通して、気使う気持ちや情緒の安定感等を育むことが出来る、愛すべき対象を持つことが大事と子どもたちの心を育む取り組みを行う。 動物愛護センターでは1週間を過ぎて持ち主が現れない場合は殺処分となり、短期間の間に里親探しが重要になるので、獣医師会やペットショップと連携して随時開催をしていくには、事前にペットを希望する人の登録が必要であり、そのパンフレットを作成し広報活動が続けることで対応していく。そのパンフレットは「ミライの時計」事業や各区施設に配布。							
国際交流事業	諸外国と交流を深め、日本の文化の再認識の場を提供	令和9年 11月28日 (日)	体育館利用	20人	子ども、地域住民、外国人	30人	115千円

練馬区は平成6年にオーストラリア・イプスウィッチ市と友好都市提携を締結し、令和6年に30周年を迎えました。令和7年にはイプスウィッチ市（ブリスベン近郊、人口20万人）のテレサ・ハーディング市長他2名の訪問団が練馬区に来訪されました。文化交流や都市農業、街づくり等の意見交換会がなされました。また、2027年10月1日～11月13日までオーストラリアでラグビーワールドカップ開催、日本はプールEで出場の予定、オーストラリアをもっと身近に、関心を持ってもらう良い機会と考え、オーストラリアの学生と一緒に「ストリートラグビー」を3人対3人による、タックルのない安全なタッチゲームを体験してもらい、ラグビーの魅力とオーストラリア人との触れ合い。おやつタイムにはオーストラリアのお菓子を提供する。

練馬の農を通して、食育・農福連携活動事業	練馬区産の野菜を使った「ちゃんこ鍋」を親子で体験	令和9年 12月5日 (日) 11:00～	場所未定	スタッフ 10名	小学生と その保護 者	小学生 15名 保護者 15名	95千円
----------------------	--------------------------	--------------------------------	------	-------------	-------------------	--------------------------	------

湊川部屋の力士さん二人の指導で、「ちゃんこ」を親子でつくる。練馬区勤労福祉会館の調理室にて、親子3組ごと5か所に分かれて、参加者30人に「ちゃんこ」を体験してもらう。あるいは、広場を利用して大鍋で100人分の「ちゃんこ」を体験してもらう、その際は防災訓練とのコラボになる。

小児がんの子どもたちへの支援	小児がん「レモネード」販売し、患者への支援	令和9年 10月17 日(日) 10:00～ 15:00	練馬駅北 口南町小 学校校庭	5人	練馬まつ り参加者	8万人 うち200 名	90千円
----------------	-----------------------	--	----------------------	----	--------------	-------------------	------

毎年10月第三日曜日に練馬駅北口で30万人規模の「練馬まつり」を開催、ブースを出展し「レモネード」を販売。その利益を小児がんの研究支援、小児・AYA世代のがん患者支援をしている「レモネードスタンド・ジャパン」に寄付をする。

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 ミライの時計

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経常収益			
1	受取会費		230,000
	正会員受取会費	60,000	
	賛助会員受取会費	170,000	
2	受取寄附金		30,000
	受取寄附金	30,000	
		0	
3	受取助成金等		300,000
	子どもたちの情操教育のための 受取助成金（こども夢基金）	300,000	
4	事業収益		60,000
	子どもたちの情操教育のための場と機会を提供する事業収益	0	
	ベットの保護活動を通して、子どもたちの心を育む事業収益	0	
	国際交流事業収益	0	
	練馬の農を通して、食育・農福連携活動事業収益	0	
	小児がんの子どもたちへの支援する事業	60,000	
5	その他の収益		0
	受取利息		
経常収益計			620,000
【B】 経常費用			
1	事業費		
	(1) 人件費		100,000
	給料手当(スタッフ手当)	100,000	
	役員報酬	0	
	(2) その他経費		490,000
	会議費	90,000	
	旅費交通費	0	
	会場費	40,000	
	印刷製本費	135,000	
	諸謝金	150,000	
	保険料	10,000	
	消耗品費	5,000	
	材料費	15,000	
	支払寄付金	45,000	
事業費計			590,000
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		20,000
	消耗品費	10,000	
	通信運搬費	10,000	
	旅費交通費	0	
		0	
管理費計			20,000
経常費用計			610,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			10,000
【C】 経常外収益			
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③			10,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		
	前期繰越正味財産額・・・⑤		
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤			10,000

9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 ミライの時計

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			520,000
正会員受取会費	120,000		
賛助会員受取会費	400,000		
2 受取寄附金			0
受取寄附金	0		
3 受取助成金等			0
子どもたちの情操教育のための 受取助成金（こども夢基金）	0		
4 事業収益			130,000
子どもたちの情操教育のための場と機会を提供する事業収益	25,000		
ペットの保護活動を通して、子どもたちの心を育む事業収益	0		
国際交流事業収益	15,000		
練馬の農を通して、食育・農福連携活動事業収益	30,000		
小児がんの子どもたちへの支援する事業	60,000		
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			650,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			20,000
給料手当(スタッフ手当)	20,000		
役員報酬	0		
(2) その他経費			515,000
会議費	15,000		
旅費交通費			
会場費	50,000		
印刷製本費	35,000		
機材レンタル料	130,000		
諸謝金	130,000		
保険料	25,000		
消耗品費	40,000		
材料費	45,000		
支払寄附金	45,000		
事業費計			535,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬	0		
給料手当	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			40,000
消耗品費	30,000		
通信運搬費	10,000		
旅費交通費	0		
0	0		
管理費計			40,000
経常費用計			575,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			75,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			75,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			10,000
次期繰越正味財産額③－④+⑤			15,000

特定非営利活動法人 ミライの時計 設立趣旨書

1、趣旨

近年、地域社会においては核家族化が進み、子育て世代は家族の支援も受けることが敵わず母親の負担が日増しに増えております。

国の制度では女性活躍を推進すべく「男女雇用機会均等法」により、守られる様になってまいりましたが、男性の育児休業取得率は厚生労働省の「雇用均等基本調査」では2024年の育児休業（育休）取得率は女性が86.6%、男性が40.5%と低く、預かり保育は認証保育も含めて充実してきては居りますが、子育て世代の支援は、まだまだ十分ではないかと思えます。

そうした中で当団体は、今までと違った視点からこの課題を解決し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指すため、「特定非営利活動法人ミライの時計」の設立いたしました。

当団体は、「子供たちの純粋な気持ちや希望は、誰もが平等に持つものである。」を理念とし、子どもたち（未来）にいろいろな体験、経験の場（時と場所）を提供すること。また、課題解決に必要な機関に繋ぎ、未来への可能性へと結びます。

以下の活動を展開してまいります。

- ① 子どもたちの情操教育のための場と機会を提供
- ② ペットの保護活動を通して、子どもたちの心を育む
- ③ 国際交流を通じて、改めて「日本の文化」を再認識する場の提供
- ④ 練馬の農を通じて、食育・農福連携活動
- ⑤ 小児がんの子どもたちへの支援

上記活動を継続的にかつ安定的に実施するには、資金調達、各種契約の締結、社会的信頼の確保が不可欠であり、そのためには法人格の取得が必要であると判断いたしました。

また、当団体では営利を目的とせず、社会課題の解決を目的とした活動を実施するものであることから、NPO法人として法人化することが最適であると考え、設立に至りました。

2、申請に至るまでの経過

令和7月10月 9日 特定非営利活動法人 ミライの時計の設立を構想

令和8年 6月12日 発起人会を開催

令和8年8月3日

（団 体 名） 特定非営利活動法人 ミライの時計

（設立代表者） 山本 佳子